

審判所における審理の実際

- 〔科 目〕 審判所における審理の実際
〔講義日時〕 令和元年8月1日（木）
自 12:50 至 16:30
〔講 師〕 東京国税不服審判所
国税審判官 江藤 純子

本校短期研修「審判実務」
審判所における審理の実際

R1/8/1
東京支部 国税審判官
江藤 純子

1

目次

- 総論 審判所の役割／よい裁決とは
- 各論① 法の正しい適用過程
- 各論② 審理の流れに沿って
- 各論③ 議決≒裁決を目指して

2

総論 審判所の役割

国税不服審判所とは、審査請求について裁決を行う機関（通則法78条1項）

- ・ 国税審判官は、審査請求の調査及び審理を行う。（通則法79条1項）
- ・ 国税審判官等は、審査請求事件の調査及び審理を行い、合議により、議決する。（基本通達97の4-1）
- ・ 国税不服審判所長は、議決に基づいて裁決する。（通則法98条3項）



総論 審判所の役割

裁決は、主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨、理由を記載し、審判所長が記名押印した裁決書によりしなければならない。（通則法101条1項）

裁決とは、審査請求に対する判断

審判所とは、納税者の不服に裁決をもって答える機関

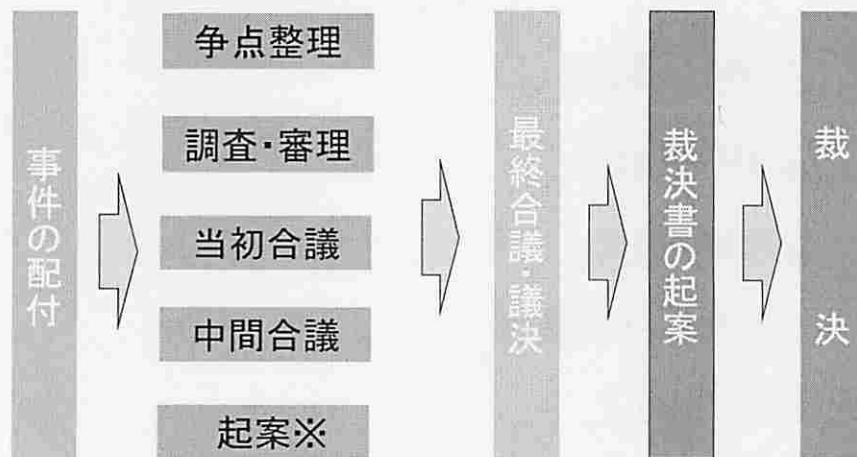
仕事の善し悪し=裁決書（議決書）の出来映えによる

審判所職員の職務→裁決をすること

→裁決のために必要な作業（審査事務等）をすること

5

総論 審判所の役割



全ての事務は裁決書を完成させるために行われる

6

総論 審判所の役割

審判所の使命

適正かつ迅速な事件処理を通じて

納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに

税務行政の適正な運営の確保に資する

7

総論 審判所の役割

審判所の事務運営

適正な事件処理

迅速な事件処理

審判の透明性の確保

裁決の質的向上

簡潔、明瞭な裁決書の作成

8

総論 審判所の役割

迅速で適正な事件処理

審判所長は、不服申立てがその事務所に到達してから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるように努め、適当な方法により公にしておかなければならない。(通則法77条の2)

...裁決を迅速に行っているかを図る測定指標は、審査請求の1年以内の処理件数割合

...目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%

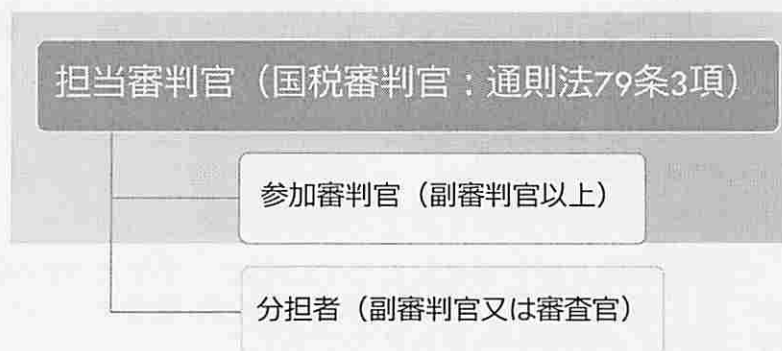
「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」
・業1-3-3-1 不服申立ての適正・迅速な処理
・業1-3-3-1-□ 業1-3-3-1に係る測定指標

HP等で公表

9

総論 審判所の役割

合議体 = 調査・審理及び議決の主体



10

総論 審判所の役割

- ・通則法上、議決を行う合議体は、裁決を行う所長から独立
- ・所長は合議体の議決に基づいて裁決をしなければならないから、議決が誤っていると判断した場合には、事件を合議体に差し戻し（返戻）、再議決をさせることとなっている。
 - したがって、法規・審査担当が事件に関与するのは、本来議決後となるはずだが（∵法規・審査担当は、所長の裁決権を補佐する機関）

合議体と法規・審査担当とは早期連携が望ましい

議決後に誤りが発見されて事件が返戻された場合、1年以内処理は困難
争点の把握を誤っていた場合などは、求釈明や調査をやり直さなければならないこ
ともあり得る

法令解釈等に疑義が生じた場合には、早期に本部照会を行っておくと、その後の事
件処理がスムーズに

総論 よい裁決とは

裁決の質的向上／簡潔明瞭な裁決書の作成

審理関係人（請求人、原処分庁）にとって、結論が導かれた理由が理解できること。訴訟をするかどうかの判断材料を提供するもの。

実務家にとって、事務の参考になるもの。

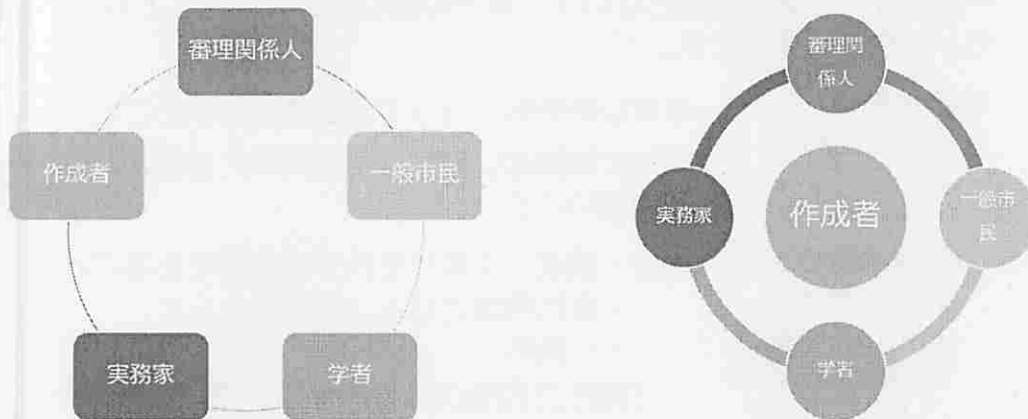
学者にとって、研究の対象になるもの。

一般市民にとって、自分の問題を解決する上で参考になるもの。

作成者にとって、①審理関係人が主張を尽くしているか、②争点を把握できているか、③争点に関する証拠は十分にあるか、④法の解釈適用に誤りはないか、等を客観的に検討する機会を与えるものであること。

総論 よい裁決とは

裁決の質的向上／簡潔明瞭な裁決書の作成



13

総論 よい裁決とは

裁決の質的向上／簡潔明瞭な裁決書の作成

裁決書 = 審査請求事件の結論を示す文書

結論が正しいこと + 判断過程（理由）が正しいことを示すことが必要

当事者に審判所の
判断を知らせる

⇒ 当事者が理解できること

公開することによ
り審判の公正さを
担保する

⇒ 当事者以外の第三者も理解
できること

14

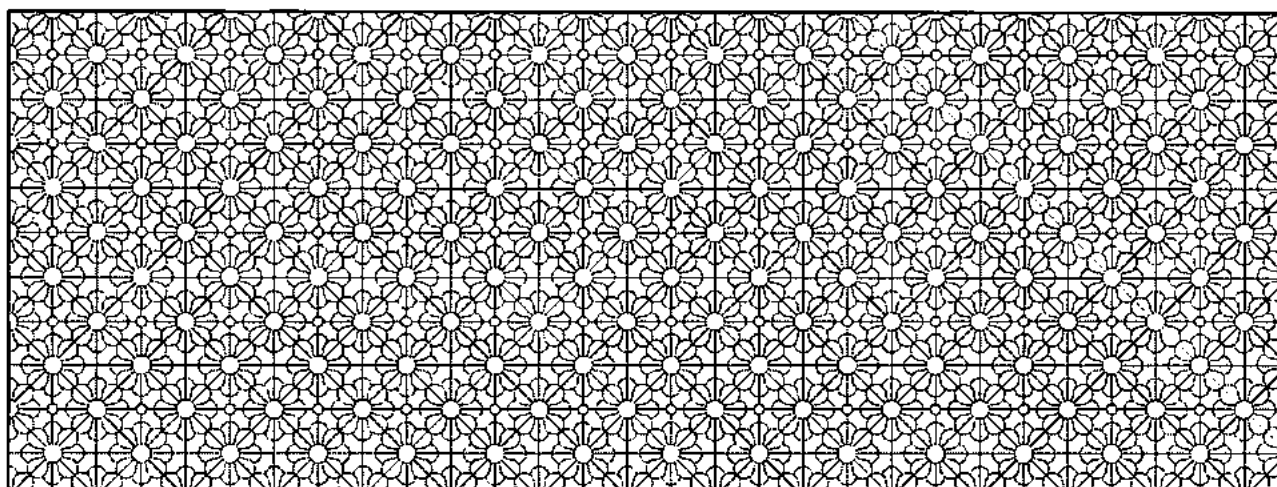
総論 よい裁決とは

裁決の質的向上／簡潔明瞭な裁決書の作成

一般市民等、事案を知らない人、専門知識のない人にとっても
分かりやすい要素とは...？

- | | |
|--|--|
| ①全体を通して
一気に読める
こと | 事実が時系列に沿って記載されていること
結論に影響ない枝葉（争点外等）は書かれていないこと |
| ②判断はもちろん
過程（理由）
も正しく、簡
潔明瞭である
こと | 論旨・構成・文章がそれぞれ明快であること
・専門用語でなく、日本語として
・一義的
・法的三段論法に則っていること |

15



法の正しい適用過程

各論①

16

法の正しい適用過程

審判対象：原処分が適法か否か。

適法か否かの判断プロセス：法的三段論法

STEP 1：大前提 適用されるべき法規範

STEP 2：小前提 具体的事実

STEP 3：結論 法規範に事実を当てはめて結論を出す

17

法の正しい適用過程 法的三段論法

裁決書は、結論への判断過程を法的三段論法に従って記載することとされている。

法的三段論法とは...

①ある規範(法令及びその解釈)を大前提とし

②当該事件における認定事実を小前提とし

③事実を規範に当てはめて結論を出す

18

法の正しい適用過程 法的三段論法

大前提(法令解釈)

居住者とは、国内に住所を有する個人をいい、「住所」とは、生活の本拠をいい、生活の本拠にあたるか否かは〇〇(いくつかの要素)により決すべき。

小前提(事実認定)

請求人は、東京にX日間、シンガポールにY日間、居住していた。【以下略】

当てはめ

請求人の住所は
□□で国内
(△△で国外)

結論

請求人は居住者
(非居住者)

19

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 1：法令解釈

租税法律主義（憲法84条）

- 課税要件法定主義
- 課税要件明確主義

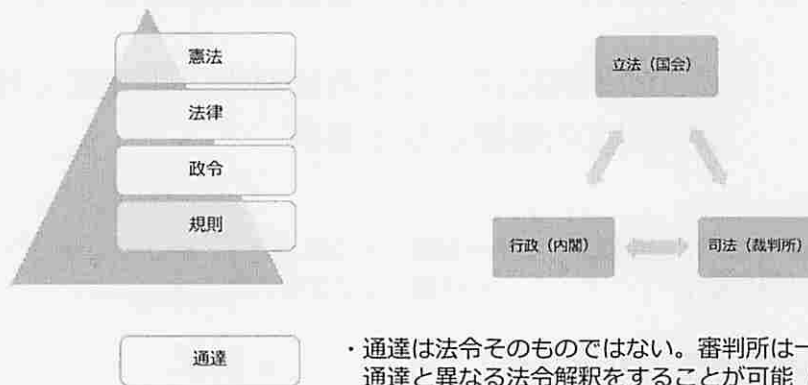
法律で、課税要件が定められている。

- 課税要件：それが充足されることによって納税義務が成立する、という要件

「原処分が適法か」を考えるにあたって、その根拠規定が何か、納税義務が成立するための要件は何か、を明らかにしなければならない。

20

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 1：法令解釈



- ・通達は法令そのものではない。審判所は一定の手続をとれば通達と異なる法令解釈をすることが可能（通則法99条）
- ・通達が示している法令解釈が法の趣旨等に照らして相当か否かは判断が必要／適用するには相当と判断する理由を記載

21

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 1：法令解釈

法令の条文の文言の意味内容は抽象的、多義的

∴様々な具体的ケースに適用されることを前提としているから。

→色々な意味に解釈しうる文言を、審判所としてどのように読むのか、解釈が必要。

法令解釈を検討する上で、参考になるのは、判例、裁判例、先例裁決、文献等。

22

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定

事実認定とは：証拠によって、過去の事実を明らかにする作業

証拠とは：過去の事実によって生み出され、現在まで残る痕跡
事実認定の基礎となる資料

証拠の種類

直接証拠・間接証拠・補助証拠 ←機能による区分
供述証拠・非供述証拠 ←性質による区分

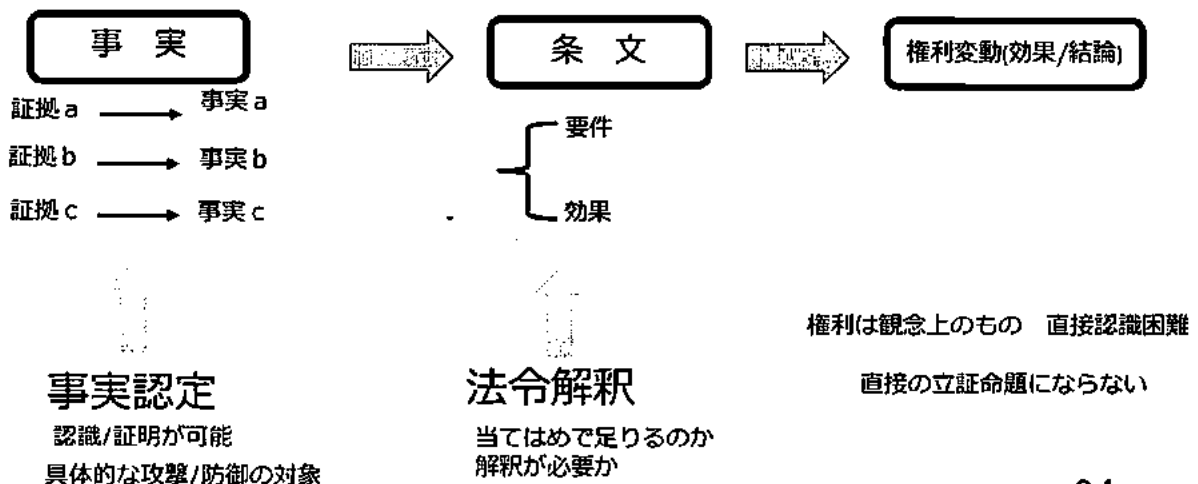
証拠能力、証拠価値（信用性）

是非、日常の出来事、身近なニュース等からも考えてみて

23

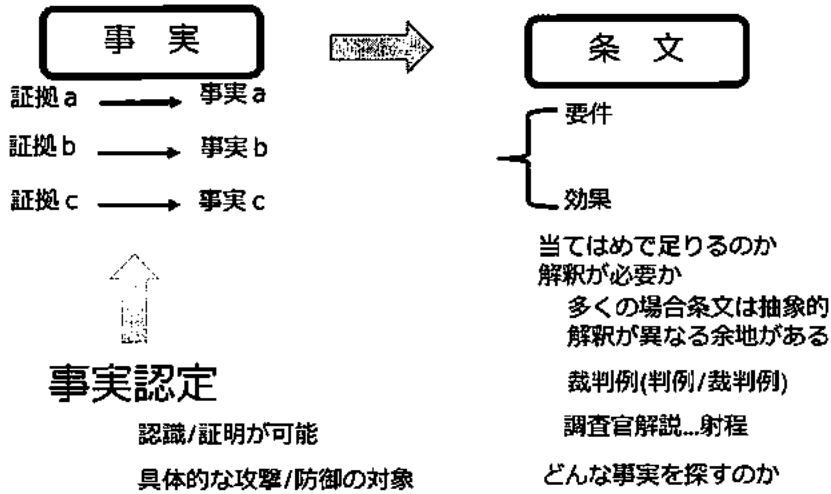
法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定



24

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定



法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

直接証拠とは： 主要事実*の存在を直接証明できる証拠

*主要事実・要件事実・直接事実：一定の法律効果を
生じさせる要件に該当する具体的事実

間接証拠とは： 主要事実の存在を推認させる事実（間接事実）を証明する
証拠

主要事実の周辺事実（間接事実）を証明できるにとどまる
証拠

補助証拠とは： 他の証拠の信用性を補強（又は減殺）する事実（補助事実）
を証明する証拠

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

Yの財布が盗まれた！
犯人はX？！
(刑法235条)

27

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

直接証拠からの事実認定

「Yの財布が盗まれた！犯人は誰だ？」

従業員Aの話「その日、以前この店で働いていたXが遊びに来ていたのですが、Yのロッカーの扉を開け、財布を取り出して着ていた服のポケットに入れたのを見ました」

→Aの話は、「XがYの財布を盗んだ」という主要事実を証明する証拠。

ただしAは嘘を言っているかもしれない→Aの話が信用できるのか（信用性）の検討が必要。

なお、もしYが「私が盗みました」と言っていたら、この自白も直接証拠。

28

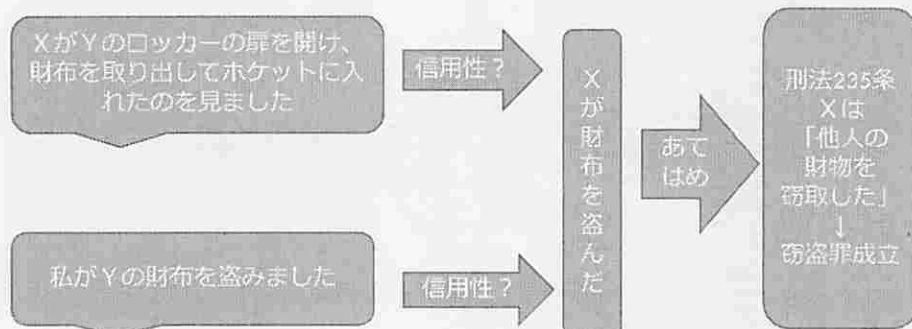
法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

直接証拠からの事実認定

直接証拠

主要事実

法律効果の発生



29

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

間接証拠からの事実認定～推認～

「Yの財布が盗まれた！犯人は誰だ？」

- 従業員Aの話「その日、以前この店で働いていたXが遊びに来ていたのですが、私はXがYのロッカーの扉を開けているのを見ました」
- ロッカーに付着していた指紋がXの指紋と一致した旨の調査報告書
- Xが後日Yの財布と似た財布をメルカリに出品していた旨の調査報告書
- 盗まれた財布と出品された財布が同一である旨の調査報告書

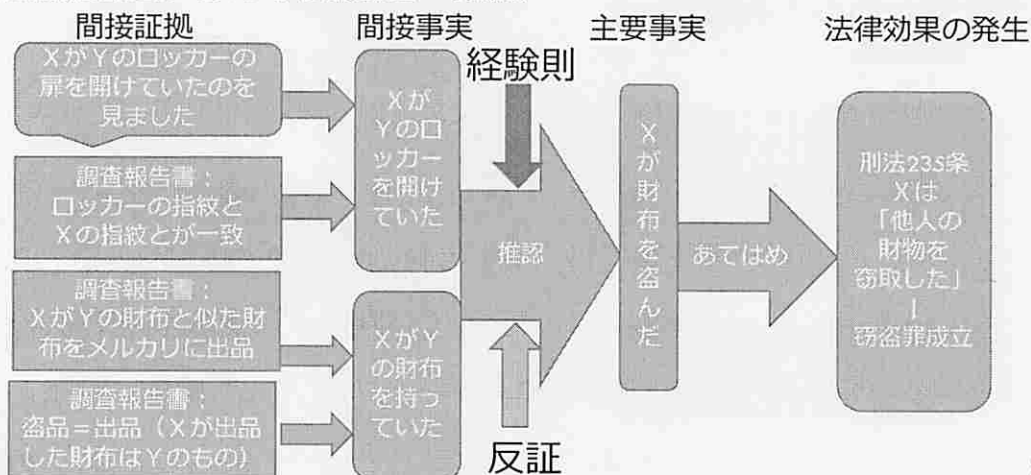
→間接証拠からは、XがYのロッカーに触って開けようとしたこと、Yが出品した財布が盗品（Yのもの）であること（間接事実）が認定できる。

→間接事実を総合すると、XがYの財布をロッカーから盗み出したこと（主要事実）が推認できる。

30

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

間接証拠からの事実認定～推認～



31

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

間接証拠からの事実認定～推認～

間接事実から主要事実を推認するのに不可欠なのが、経験則

経験則：経験から帰納して得られる事物の性状や因果関係についての知識や法則
過去の経験の蓄積から導かれる法則

XがYのロッカーを開けた事実
(間接事実①)

+ ロッカーの中の財布が盗まれたのであれば、
犯人はロッカーを開けたはず

XがYの財布を持っていた
(間接事実②)

+ 財布を盗んだのであれば、
犯人はその財布を持っていたはず

32

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

間接証拠からの事実認定～推認～

経験則の注意点（どれに該当するか）

- | | |
|-----|---------------------------|
| 必然性 | このような場合には必ずこのようなことが生ずる |
| 蓋然性 | このような場合には通常このようなことが生ずる |
| 可能性 | このような場合にはこのようなことが生ずることがある |

- 一般的に受け入れられているものか 日常的な経験則 一部のものにしか通用しないものではないか必ず検討
- 例外に該当しないか 経験則に例外あり その事案がその例外に該当しないか必ず検討

33

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

間接証拠からの事実認定～推認～

間接事実からの推認を妨げる（反証）

「働いていたとき、Yの隣に自分のロッカーがあり、そそっかしい私は自分のロッカーだと思ってYのロッカーを開けてしまうことがありました」

「たまたま落ちていた財布を拾った。LVの財布だったので売れると思ってメルカリに出した。Xの財布であることはもちろん盗まれたものとも知らなかった。そうと分かっていたら出品しないでしょ？」

34

法的三段論法STEP 2：事実認定

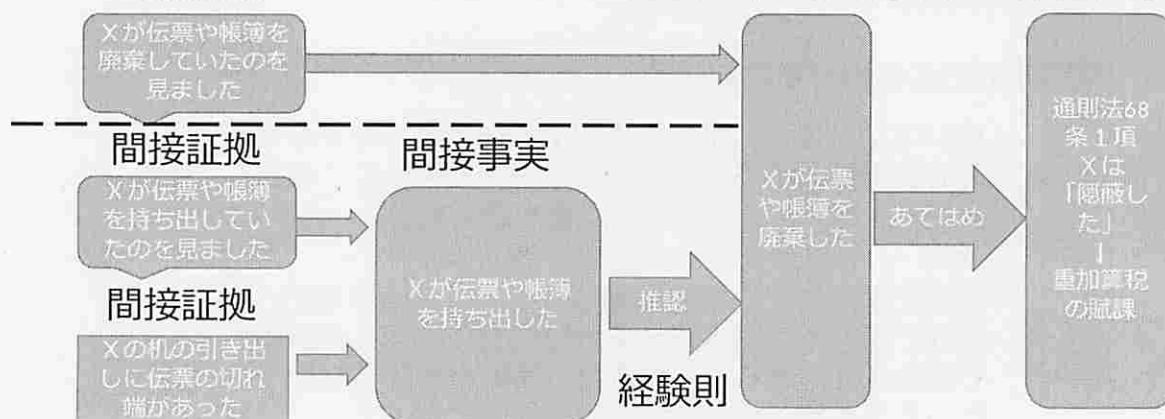
売上傳票や帳簿を廃棄し、所得税の申告をしなかったXに対し、原処分庁が所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分をした。（通則法68条1項等）

35

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

直接証拠

主要事実（課税要件事実） 法律効果の発生



36

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定

Aが「Xが伝票や帳簿を廃棄するのを見た」と申述

この申述が信用できれば、「xが伝票や帳簿を廃棄した」という事実（**主要事実**）を直接証明できる。

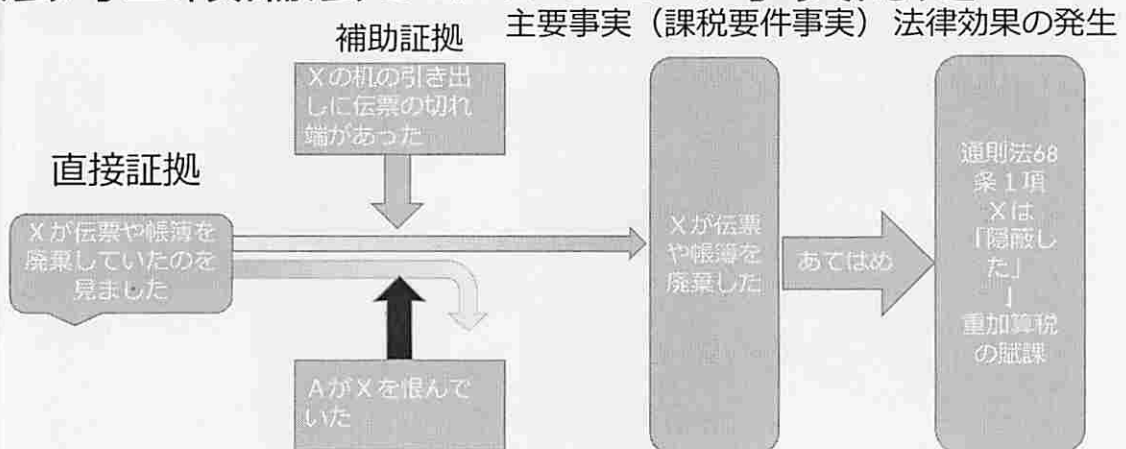
このような証拠を **直接証拠** という。

xの「私が廃棄しました」という自白も **直接証拠**

37

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定



38

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

これに対し、「Xが伝票や帳簿を持ち出したのを見た」との申述

この申述が信用できる場合、これにより直接証明できるのは「Xが伝票や帳簿を持ち出した」という事実だけでXが伝票や帳簿を廃棄した事実（**主要事実**）を直接証明することはできない。

もっとも、伝票を持ち出したXは、伝票を廃棄した可能性があるということではある。

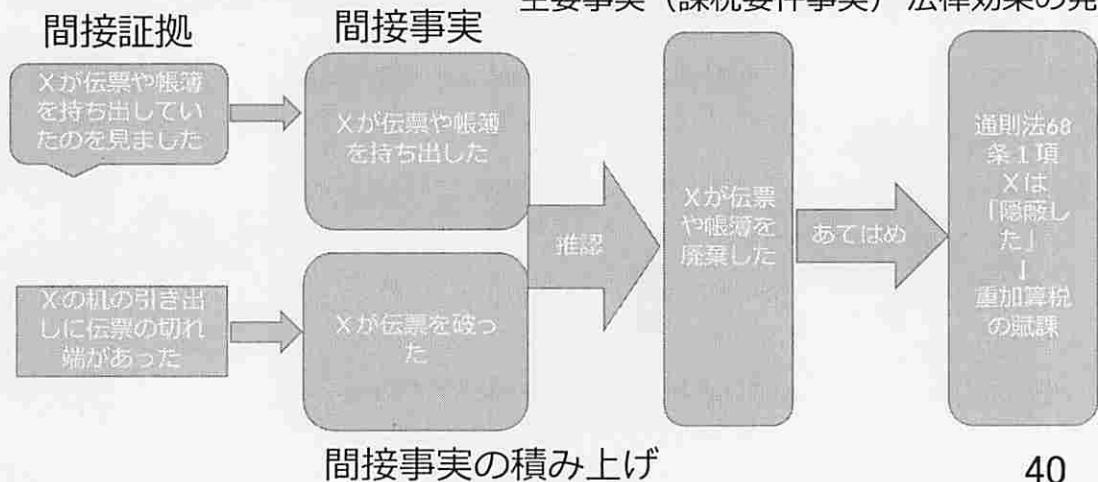
このような証拠が**間接証拠**

間接証拠により証明できる事実が**間接事実**

39

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

主要事実（課税要件事実） 法律効果の発生



法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

直接証拠がある場合...

→その直接証拠が信用できれば、その直接証拠から直ちに主要
事実を認定してよい

直接証拠以外の証拠や事実は、直接証拠の信用性を判断する資料
として機能

例1) Aが、給料が少なくXに不満を持っていた
→Aの証言の信用性を減殺する事実になり得る

例2) Xの机の引き出しから、伝票の破片が発見された
→Aの証言の信用性を補強する事実になり得る

このような証拠、事実が  

41

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

供述証拠と非供述証拠

供述証拠とは：人の知覚・記憶が表現されたもの

例) 質問調書、質問応答記録書、陳述書

誤りが混入しやすいので、信用性の検討が重要

・証拠内容自体が供述者の知覚能力、記憶程度、表現能力、性格、質問者の発問の仕方などによって左右
されるおそれがあり、信用性判断にあたって注意が必要

非供述証拠とは：記載内容や存在そのものが、証拠としての価値を有するもの

例) 契約書、帳簿、伝票

証拠内容は客観的に明らかであり典型的に信用性が高いともいえるが...

供述証拠よりは誤りは混入しづらいが、改ざん等がありうるので、成立の真正の検討が重要

まず原本確認 偽造、変造はないか？

・立証事実との関連性は供述証拠などにより明らかにしなければならない

42

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定

供述証拠と非供述証拠

供述証拠とは...

関係者の申述、答述など、
人の知覚・記憶が表現・叙述されたもの

供述証拠の信用性吟味は慎重に

∵人間の①知覚→②記憶→③表現・叙述という過程を経て作成される

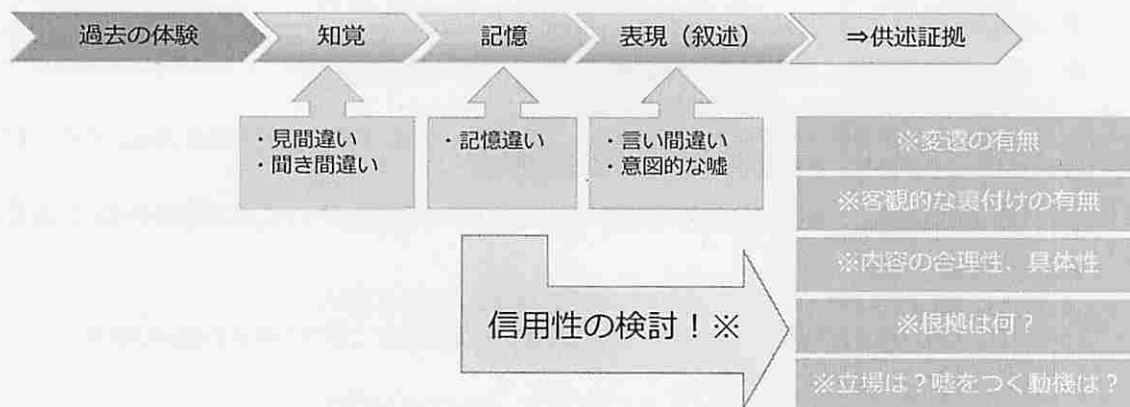
→その過程で、①見間違い、②記憶違い、③言い間違い（又は意図的な嘘）が入るおそれがある

43

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定

供述証拠と非供述証拠



44

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定

供述の信用性判断

①供述者の立場

- a 供述者が第三者（結論によって得も損もない人）
- b 供述者が審査請求人と親しい（上記の逆。利害関係者。）
 - b-1 審査請求人に有利な供述 → 信用性低い
 - b-2 審査請求人に不利な供述 → 信用性高い

...ただし、これだけで信用性の有無を判断するのは× 答述内容を十分検討

②他の信用性の高い証拠（非供述証拠、信用できる第三者の供述）と整合しているか ※ただしあと出しジャンケン

③内容が具体的で詳細か ※自ら体験した事実であれば通常は具体的かつ詳細に供述できる

④内容が合理的か、不自然・不合理か

⑤変遷の有無

45

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定

供述の信用性判断

変遷はないか 同一人の供述であるにもかかわらず変遷していたら、前後どちらかが誤り、あるいは両方とも誤り

a 変遷なし（ただし意識的にうそをついていて一貫性ある場合もあり）

- b 変遷あり
 - ・ 変遷理由を聴取 放置は厳禁
 - ・ 変遷前の供述の理由
 - ・ 変遷後の供述の理由
 - ・ 変遷理由が合理的かどうかを判断
 - ・ 前後どちらの供述を信用するか、いずれも信用しないか

46

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

供述証拠と非供述証拠

非供述証拠とは... 帳簿や契約書など、その記載や存在そのものが
証拠としての価値を有するもの

非供述証拠は、供述証拠のような誤りが入りにくいという意味では、典型的に信用性が高い。

もともと、改ざん、加工等の可能性があり、写しについては特にその可能性が高い
→原本を確認すべき

47

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

非供述証拠の信用性判断

当事者から提出された書面がどういう成り立ちのものが確認していないと...

→その書面のとおり的事実を認定していいか否か判断できない

- ・原本の確認
- ・作成者の確認
- ・作成理由/作成に至る経緯の確認
- ・作成時期の確認

48

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

書証（二段の推定）

本人の印章による印影

- ・ 経験則：本人の印章を他人が勝手に使うことはありえない
→一段目の推定

本人の意思に基づく押印

- ・ 民事訴訟法228条4項「私文書は、本人…の署名又は押印があるときは真正に成立したものと推定する」
→二段目の推定

文書の成立の推定

処分証書が真正に成立したものと認められた場合、他に特段の事情がない限り、作成者（本人）によって、その記載どおりの行為がされたものと認める（処分証書の法理）

49

法の正しい適用過程 法的三段論法STEP 2：事実認定

非供述証拠の信用性判断

事例：請求人が相続により取得した土地（本件土地）の譲渡に係る分離長期譲渡所得
争点：被相続人はS55/7/1にAに（いくらで）土地を売ったか

売買契約書がある（見つかった）とき

信用性を検討（改ざんの痕跡有無等）

認定事実

- × 「請求人とAとの間の売買契約書には、被相続人がS55/7/1 Aに対し甲土地を代金1000万円で売り渡す旨の記載がある」
- 「被相続人は、S55/7/1、Aに対し、甲土地を、代金1000万円で売り渡した。」

「被相続人は
S55/7/1
Aに甲土地を
代金1000万円
で売り渡す」

50

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 2：事実認定

非供述証拠の信用性判断

事例：請求人が相続により取得した土地（本件土地）の譲渡に係る分離長期譲渡所得

争点：被相続人はS55/7/1にAに（いくらで）土地を売ったか

売買契約書がない（見つからなかった）とき



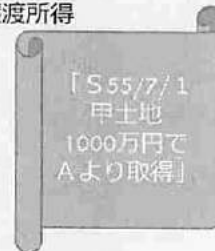
土地台帳があった（見つかった）とき

信用性を検討（どのような性質のものか、登記簿等他の証拠との符号等）

認定事実

×

○



51

法の正しい適用過程

法的三段論法STEP 3：当てはめ

認定事実を規範に当てはめて結論を出す。

留意点：規範と当てはめが対応しているか？

規範



当てはめ○



当てはめ×例 1



当てはめ×例 2



52

法の正しい適用過程 証拠と事実の区別

証拠 A申述「Xが伝票を廃棄するのを見ました。」



Aは、Xが伝票を廃棄するのを見たと申述している。

認定事実 Xは、伝票を廃棄した。



判断 Xは、「隠ぺい」に該当する行為をした。



53

法の正しい適用過程 証拠と事実の区別

証拠の中身を議決／裁決に記載するか否か

法令解釈だけが問題になっている事案であれば、基礎事実と法令解釈と当てはめを行えば足りる

事実認定が問題になっている事案であれば、認定事実は必須
証拠の信用性が争われていないときには、信用性の検討は不要

証拠の内容は原則記載不要

証拠の信用性が争われているときには、信用性の検討は必要

認定事実欄とは別の項目を立てて、証拠の内容（の要旨）を記載する

信用性を検討する

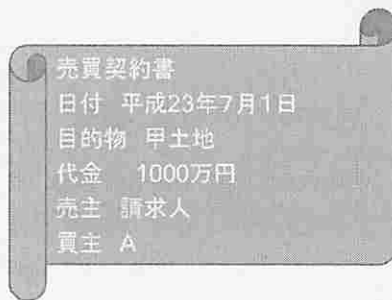
信用できる証拠から認定できる事実を記載する

理由付記が争われている場合は、理由書の内容を記載する

54

法の正しい適用過程 証拠と事実の区別

認定事実欄



「請求人とAとの間の売買契約書には、請求人が、平成23年7月1日、甲土地をAに代金1000万円で売る旨の記載がある。」

証拠の内容を示しているにすぎず×

「請求人は、Aに対し、平成23年7月1日、甲土地を代金1000万円で売った。」

審判所が認定した事実として示すもので○

55

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

請求人と原処分庁が「審査請求書」「答弁書」「反論書」「意見書」などで、それぞれの言い分を記載してくる。

=当事者の言い分・主張

これは証拠ではない。

請求人や関係者の申述・答述、陳述書

=証拠（供述証拠）

56

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

主張と証拠は一緒にしてはいけない！

→審査請求書や答弁書からの事実認定はアウト！

「答弁書によれば、〇〇という事実が認められる」×

申述・答述から拾って主張ボックスに入れるのはアウト！

請求人面談をする際は、作る調書の種類に留意！


片方しか作っていないと、主張に拾えない・証拠に使えないことが...

言い分を聞いて主張の整理をしたいときは→陳述録取書等

過去の認識を聞いて証拠にしたいときは →質問調書、調査報告書、調査事績書等

57

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

「請求人は、当審判所に対し、〇〇と答述した。」  事実

証拠（答述）の内容（〇〇）を示しているにすぎない
過去の事実が〇〇だと認定したことにはならない

請求人が〇〇と答述したこと × 過去に〇〇という事実があったこと

審判所が認定すべき事項 × 請求人が審判所になんと答述したのか
○ 請求人の答述したとおり〇〇という事実が
過去に本当にあったと認められるのか

請求人の答述が信用できるのであれば・「請求人の当審判所に対する答述によれば、〇〇の事実が認められる。」

と判断

58

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

釈明陳述録取書と質問調書について
(主張と証拠の区別)

いずれも、調査・審理の過程で、請求人と面談をした際、
請求人から聴取した内容を記録する書面

しかし、

釈明陳述録取書には 主張に関するものを記録する

「〇〇という主張は△△の要件を争うものです」

質問調書には 証拠となるものを記録する

「Aが伝票を廃棄しました」

59

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

面談では、両者が渾然一体となって現れるかもしれないが、記
録に残す際には区別して残す

具体的には・・・

求釈明に対する回答等、主張（争点整理）に関するものは

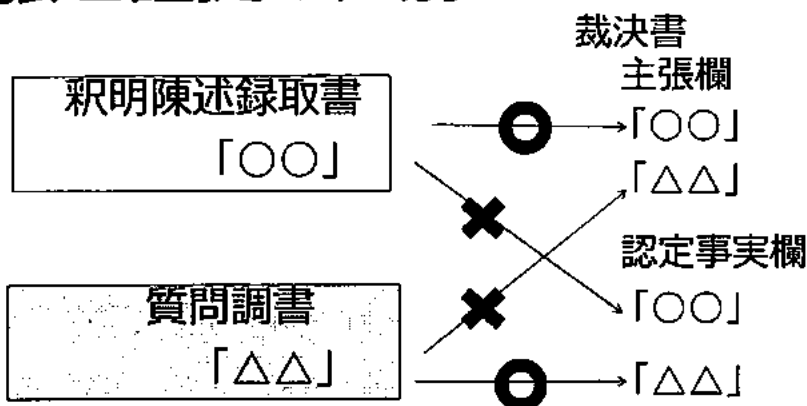
→ 釈明陳述録取書に記載

質問に対する回答は

→ 質問調書に記載

60

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別



裁決書の主張欄に書くことは釈明陳述録取書に、
認定事実欄に書くことは質問調書に

61

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

更正処分（簡易課税制度選択適用届）

生の発言の要旨 「私は、調査の際、税務署の担当者が『簡易課税でも本則課税でも税額は変わらない』と言ったから、期限までに簡易課税制度選択適用届出書を出さなかったんです。簡易課税制度の適用を認めてください。」

更問い「もし調査のときに簡易課税の方が消費税額が安いと分かっていたらどうしていましたか？」

「もちろん届出書を出しましたよ。」

62

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

更正処分（簡易課税制度選択適用届）

陳述録取書には...

「原処分庁の担当者は、簡易課税でも本則課税でも税額は変わらない旨誤指導をしており、このことは消費税法第37条第7項の『やむを得ない事情』に当たる。」

63

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

更正処分（簡易課税制度選択適用届）

質問調書には...

「担当者は、平成〇年〇月△日に事務所に調査に来た際に、電卓を叩きながら、『簡易課税でも本則課税でも変わりませんよ』と言いました。私は、税務署の人がちゃんと計算した上でそう言ったのだから、簡易課税も本則課税も消費税額は同じなんだと信用しました。それであえて簡易課税にする必要はないと思い、期限である平成〇年12月31日までに簡易課税制度選択適用届出書を出しませんでした。もし簡易課税の方が本則課税より税額が安いと分かっていたら絶対その日までに届出書を提出していました。」

64

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

請求人の発言

「担当者が調査に来たときに電卓叩いて計算して簡易課税でも本則課税でも変わらないって言ったから、簡易課税制度選択適用届出書を期限内に提出しなかったんで、私には『やむを得ない事情』（消費税法37条7項）があります！」

釈明陳述録取書

担当者が簡易課税でも変わらないという誤指導をしたことは「やむを得ない事情」に該当する。

質問調書

担当者が平成〇年〇月〇日に平成〇年分の調査に来て、〇年分の資料を見ながら電卓を叩いて「簡易課税でも本則課税でも変わらない」と言った。

65

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

◎代理人について

審査請求人が経験した事実関係を確認する質問に対して発言された場合

・・・その発言は、質問調書に記載しない

争点の整理・確定のための主張として発言された場合

・・・陳述録取書に記載

66

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

“主張は信用性が低い” YES? NO?



主張と証拠

主張は「採用できるか、できないか」

証拠は「信用できるか、できないか」

67

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

“申述・答述(供述)は直接証拠だから、
間接証拠よりも認定に使える”

YES? NO?



事実の種類 : 主要事実と間接事実 (補助事実)

間接事実からの推認

強い経験則、弱い経験則

: 基礎事実と認定事実

68

法の正しい適用過程 主張と証拠の区別

“申述・答述(供述)は直接証拠だから、
間接証拠よりも認定に使える”

YES? NO?

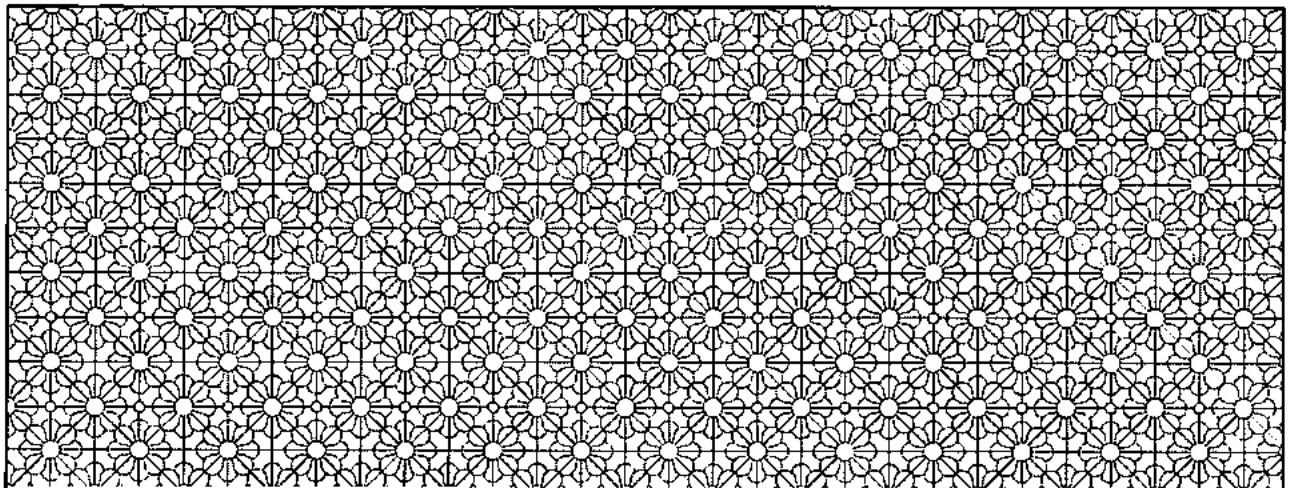


証拠の種類 : 直接証拠と間接証拠 (補助証拠)
~どのような事実を証明するものか

: 供述証拠と非供述証拠
~人の供述を内容とするか否か

証拠の優劣 ~供述証拠の成り立ち
知覚・記憶・表現の全過程に誤りの余地
自分に不利な結果を回避するための嘘

69



審理の流れに沿って

各論②

70

審理の流れに沿って

区分	目的	開催時期	使用資料等
当初合議	事件の配付後、担当審判官が整理したところに基づいて争点を確定し、争点ごとに調査方針を策定する	審査請求收受後、概ね2か月以内	事件検討表 争点確認表 証拠書類 参考となる裁判例や資料
中間合議	争点の変更、調査方針の再検討、法令解釈の変更等が必要な時など	適宜の時期	(同上)
審理手続終結合議	審理手続の終結の適否を決定	必要な調査を終えた時	(同上)
最終合議	議決をするため	議決をするに熟した時	(上記に加え議決書案)
文書合議	議決書案の検討	各自が議決書案の検討を終えた時	(同上)

71

審理の流れに沿って



72

審理の流れに沿って

実質審査の開始

- ・ 原処分庁：証拠書類、答弁書等の提出
- ・ 審査請求人：証拠書類、反論書等の提出、請求人面談
- ・ 不明な点については、求釈明、調査

当初合議の開催

(争点の確定、主張整理、調査方針及び調査スケジュールの策定等)

- ・ 調査の継続、主張整理の継続、本部照会
- ・ 必要に応じて、同席主張説明、口頭意見陳述、証拠の閲覧等

73

審理の流れに沿って

中間合議の開催（必要に応じて）

- ・ 調査、主張整理の継続等
- ・ 争点確認表の送付
- ・ 議決書の方向性の検討、議決書案の作成

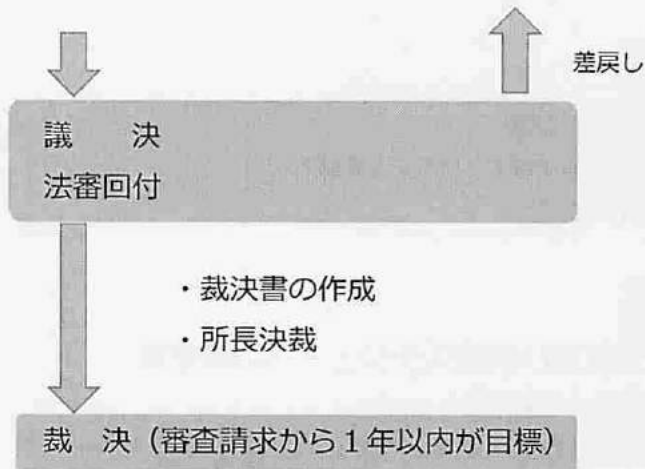
審理手続終結合議 の開催

最終合議

文書合議

74

審理の流れに沿って



75

審理の流れに沿って

争点主義的運営

= 争点についての調査審理を行い、判断を示す

争点とは？

→ 審判所は、原処分が法令の定める課税等要件に適合しているか否かを判断する機関

したがって、

争点とは、課税等要件のうち、当事者間に争いがあり、原処分の適否又は当否に影響するもの

当事者の単なる不満で、原処分の適否又は当否に影響しないものは、争点ではない

76

当初合議まで 課税等要件事実の分析

事件配付

審査請求書（あれば再調査決定書の写し）、原処分通知書などを精査。

- イ 審査請求の対象となっている処分は何か
- 原処分の根拠となる法令の条文
+
当該条文の定める課税等要件は何か
- ハ そのうち、請求人が争っている要件（争点）は何か

77

当初合議まで 課税等要件事実の分析

審査請求書には、課税等要件に関する主張と、課税等要件と無関係な不満・苦情とが混在していることがある。趣旨が不明確な記載も散見される。

答弁書（再調査決定書）も、請求人が争っている課税等要件（争点）に即していない場合がある。証拠と認定事実の区別がはっきりしないこともある。

78

当初合議まで 課税等要件事実の分析

争点：課税等要件のうち、当事者間に争いがあり、原処分の適否又は当否に影響するもの



実体面、手続面の課税等要件に照らし合わせて、分析し、どの部分に争いがあるのかを考える。

- ①事実上の争点：課税等要件事実に該当する事実の存否
- ②法律上の争点：法令解釈の争点 or 当てはめ（評価）上の争点

立証責任を負う者の主張は課税等要件事実の全部を主張できているか？

立証責任を負わない者は、どの要件事実を争うのか明確に主張しているか？

争いのある要件事実についての主張は噛み合っているか？

79

当初合議まで 課税等要件事実の分析

そもそもいかなる「事実」を認定すべきか



これが分かっていると迷走



裁決書における事実認定に向けて調査審理を進める

80

当初合議まで 課税等要件事実の分析

立証責任とは、訴訟上、法令適用の前提として必要な事実（要件事実）の存在が真偽不明に終わったために、その事実がないものと判断され、当該法律効果の発生が認められないという不利益又は危険

立証対象である要件事実の存否が不明な場合（＝真偽を明らかにするだけの心証が得られない場合）にその事実が存在しないとして自己に有利な法律効果の発生が認められない一方当事者の危険又は不利益

→自分が立証責任を負う事実の存在を証明できなければ負け（当該事実は認定されない）

81

当初合議まで 課税等要件事実の分析

審判所における証明責任（立証責任）

原処分庁/請求人が立証しなければ
原処分庁/請求人の主張が採用されない

安易に判断は× ∵職権で証拠を収集できる

82

当初合議まで 課税等要件事実の分析

伝票を廃棄した 分からない 廃棄していない



まんなかのグレーゾーンも... 「廃棄していない」と扱われる
原処分庁が証明責任を負う場合には、「伝票の廃棄」はなかったもの
として判断される

83

当初合議まで 課税等要件事実の分析

立証責任の分配についての考え方はいろいろあるが、法律要件分類説がベース。

法律要件分類説：法律効果の存在を主張する者は、その効果の発生を定める法規の要件事実についての主張・立証責任を負うとする考え方

→権利を発生させる規定の要件事実：権利を主張する者が
権利を消滅させる・阻止する規定の要件事実：権利を否定・
阻止する者が

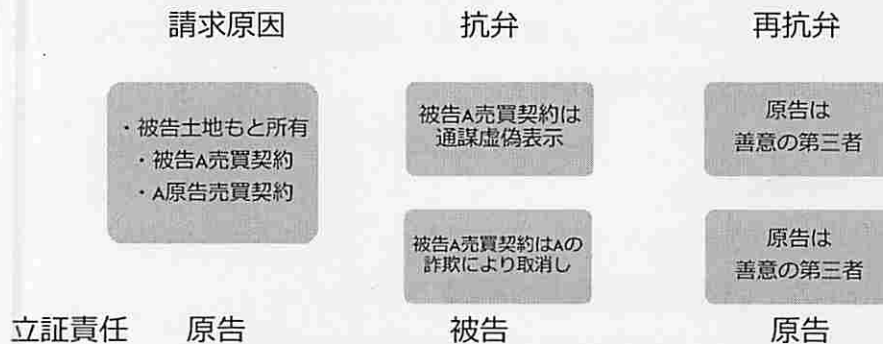
民事訴訟でも、課税処分取消訴訟でも、法律要件分類説によることは同じ・全く同じ？

84

当初合議まで 課税等要件事実の分析

民事訴訟の立証責任分配・土地所有権移転登記手続請求訴訟

訴訟物 = 所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求権



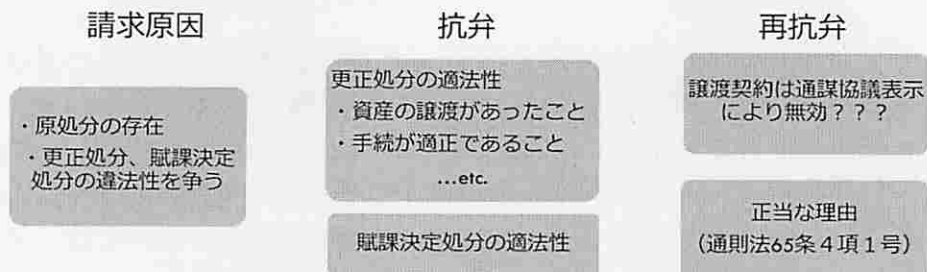
85

当初合議まで 課税等要件事実の分析

土地を売って譲渡所得が生じたとして更正処分、過少申告加算税

→課税処分取消訴訟

訴訟物 = 原処分（更正処分、賦課決定処分）の違法性一般



原則として、原処分庁側が、原処分の適法性につき立証責任を負う。

86

課税処分取消訴訟の立証責任の分配

課税処分等取消訴訟の立証責任分配

原則：原処分庁側が、原処分の適法性につき立証責任を負う。

例外：更正請求、更正予知、正当な理由、特例の適用などについては
請求人が立証責任を負う。

立証責任の分配を間違えると…

→必要な求釈明ができない

→結論を出すのに必要な証拠資料が収集できない

→審判所の裁決に対する信頼が低下。紛争解決にならない。

87

当初合議まで 課税等要件事実の分析

課税処分等取消訴訟の立証責任分配

争う部分、争わない部分が不明確な場合は「認否」を取る。

特に請求人がきちんとした認否ができない場合もあるので、主張や全体の言い分と照らし合わせて疑問があるならば、その真意を確認する。

答弁書で原処分庁が主張している事実につき、認めるのか、認めないのか。
(事実の有無だけでなく) 評価についても争うのか。

請求人のみならず、原処分庁に対しても、不明確な主張については、その真意を確認し、主張が足りない部分については追加主張を促す。

88

当初合議まで 課税等要件事実の分析

課税処分等取消訴訟の立証責任分配

(例) 重加算税事案

答弁書「・・・以上の事実によれば、通則法68条1項の隠ぺい又は仮装に該当するといえるから、本件賦課決定処分は適法である。」

- ①認定事実として羅列した事実のうち、
どれを隠ぺい又は仮装の行為というのか
- ②いわゆる「ことさら過少」なのか

89

当初合議まで 原処分関係資料の精査

答弁書が提出されたら、原処分の根拠となる課税等要件の全てが任意提出された証拠(通則法96条)によって裏付けられているかを確認・・・処分を打っているのだから、通常であれば証拠はそろっているはず

しかし、答弁書と同時に証拠が任意提出されない場合や、一応提出されても、課税等要件の全てが裏付けられていない場合もある

→ 原処分庁に対し、早期に証拠の提出(補充)を求めることになる。それでも証拠が提出されなければ、職権による調査(通則法97条)が必要な場合がある。

90

当初合議まで 法令解釈についての調査・検討

当事者の主張を課税等要件に従って分析

→課税等要件の法令解釈等について、調査・検討

具体的には、判例（裁判例）、先例裁決及びコンメンタール等の参考文献を調査

→審判所としてどのような法令解釈をとるべきか検討

⇒どのような事実が結論に影響するか（争点となりうるか）を把握

⇒必要な調査の範囲を把握

※ 法令解釈自体が争点となる場合

91

当初合議まで 法令解釈についての調査・検討

判例等の判断に従うべきかは、審級、年代、射程距離などを考慮して決する

審級の重要度 ①最高裁②高裁③地裁④裁決

※民集掲載判決は、「最高裁判所判例解説」（調査官解説）を参照

※上級審で破棄変更されていないか確認

年代の重要度 ①新②旧

※法改正、措置法の存在に注意

射程距離＝判決における判断がどんな事案にまで及ぶのか

※担当の事案と判決の事案との異同に注意

92

当初合議まで 争点の把握

ここまでの作業により、当該事案における一応の争点を把握し、調査・求釈明が必要な部分を把握

ただし、審査請求書の記載内容が不明確で、争点を把握することができない場合などは、当初合議よりも前に請求人面談を実施する（※求釈明）（主張整理の具体的な方法についてはあらためて）

なお、ここで把握した争点は、あくまで初期段階の仮のもの
→今後の調査・審理の過程で変動する可能性がある（＝最初に設定した争点に固執しない「乗り降り自由」「頭を柔らかく」）

93

当初合議まで タイムスケジュールの作成

請求書の收受から1年以内の裁決を予定&モデル期間の遵守

- ※ 請求書の收受から答弁書の收受までに約1か月
法規・審査の持ち時間（最長2か月程度）
法規・審査終了から所長決裁を経て裁決書が発送されるまで
（1か月程度）



合議体の持ち時間は、答弁書收受から約6か月程度であることが一般的（C区分）

ただし、年末年始、GW、定期異動、夏期休暇...突然(?)の口頭意見陳述申立て、最終合議間際の閲覧謄写申請...

常に前倒しでスケジュールをこなす意識を持つ

94

当初合議まで タイムスケジュールの作成

配付を受けて事案の難易度を把握したら、モデル処理期間に応じたタイムスケジュールを作成し、効率的に事案を処理していくことが必要

※合議を行う日を先に予定に入れ、それに向けて調査等を進める

※当事者の主張立証の進ちよく状況等によって柔軟に変更、変更してもモデル処理期間内に収められる余裕（のりしろ）を持つ

※いつも誰か（審理関係人、審判所）が何かをしているように（パス回しを早く）。審理関係人待ちの間も、議決書案の起案や検算等、できることをする。

95

当初合議

以上を踏まえて、資料（争点の整理表含む。）を作成し、当初合議を行う。

主たる目的は

- ① 争点となるべき事項の確定（分析・特定）
- ② 調査方針・スケジュール等の策定

96

当初合議 争点となるべき事項の確定

争点とは…

「本件賦課決定処分の適法性」という争点？

審判対象そのもの。

「課税等要件の全部！」と言っているに等しい。

→ 基本的に不適切

∴ 調査・審理の要点（主張の対立点）をつかんでいない
（無駄な審理をしかねない）

97

当初合議 争点となるべき事項の確定

争点の基本形 → 「《課税等要件事実》があるか否か」



「《請求人の主張する事実》があるか否か」



仮に請求人の住所がシンガポールでないと判断をしても、
請求人が課税等要件の「居住者」に当たるかどうか、すな
わち原処分の適法性は判断できない

答) 「請求人の住所はシンガポールか」は争点として不適切

98

当初合議 調査方針/スケジュール等の策定

どのような調査を行うかは、争点によって決まるから、まず争点の分析を行う。

具体例) 請求人が居住者か非居住者かが争点の事案

裁決書では、法的三段論法に従って判断される→争点も三段階のいずれかに分類

①「住所」とは何か【法令解釈の争い】

② 請求人は、その場所にいつまで住んでいたか、あるいは住んでいなかったか等【事実認定の争い】

③ ②の事実を①の法令解釈に当てはめた場合、
請求人の住所は東京で国内であるから居住者か、
シンガポールで国外であるから非居住者か【当てはめの争い】

99

当初合議 調査方針/スケジュール等の策定

①争点の分析

法令解釈・事実認定・当てはめの
どこを争うのか

分からなければ…



②審理関係人に求釈明

↓
分かったら…

③法令解釈の問題→法令解釈の要否、
判例、先例、文献等を調査

④事実認定の問題→主要事実及び間接事実の有無、
証拠の信用性等

⇒ 証拠構造の分析

・直接証拠の信用性?

・間接証拠の積み上げ?

⑤当てはめの問題→判断基準、
評価に必要な間接事実

100

当初合議 調査方針/スケジュール等の策定

…以上のように、争点の確定に向けた争点となるべき事項の分析は、その後の調査・審理の方向性を決定付ける

これを誤る(怠る)と…

無駄な調査をして(あるいは何もしないまま)時間を浪費

見事なまでに請求人の疑問に答えていない議決書が出来上がる

調査審理を迷走させないためにも、争点となるべき事項の分析を必要十分に行う

101

当初合議

① できるだけ早期（2か月以内）に開催

「主張が出揃うまで」と言い訳して開催しないと、審理停滞の原因に（争点となるべき事項の分析や、求釈明の内容も、当初合議で議論すれば早いこともある）

② 担当者の報告会ではない

事案の概要説明に終始している合議体がある

「証拠を見てないのですが」と前置きして意見を述べる人がいる！

参加審もあらかじめ主張や証拠を検討し、調査・審理を前進させるために有益な議論をすること

102

当初合議から最終合議（議決）まで

当初合議の後は、当初合議で定めた方針・スケジュール等に従って、争点整理（主張整理）を行うとともに、必要な調査を行う。

- ※ その間も、合議体内・法審担当者とは 情報共有を密に
適時に打合せ、中間合議（個別事件検討会）を開催することもできる

103

当初合議から最終合議（議決）まで 争点整理

請求人の主張から、課税等要件と無関係な事情（苦情）の部分をそぎ落とし、

課税等要件のうち、当事者間に争いがない部分を確認し、

争点に関し、当事者の主張が足りない部分について主張を促すこと等により、

課税等要件のうち、当事者間に争いのある部分（争点）を浮かび上がらせる作業（判断対象の絞り込み）

104

争点整理

具体例) 7年分の更正処分、重加算税賦課の事案

審査請求書

① 請求人が過少に申告することとなったのは、Aが伝票を廃棄したからです。請求人には脱税するつもりなんてありませんでした。ちゃんと調べればわかることなのに、調査担当者は課税ありきで請求人の言うことに聞く耳を持ちませんでした。

答弁書

② 請求人が「Aが伝票を廃棄した」と申述した。この事実によれば、請求人が隠ぺい又は仮装に該当する行為をしたものと認められる。

105

争点整理

☆課税等要件事実の分析☆

審査請求の対象となっている処分は？

更正処分（7年遡及）・重加算税賦課決定処分

処分の根拠条文・要件は？

・通則法24条《更正》

「課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるとき」

・通則法70条4項《更正の期間制限》

「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、」

・通則法68条1項《重加算税》

「納税者が…事実…を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」

106

争点整理

☆当事者の主張の検討☆

検討の視点

- ① 原処分庁の主張は課税等要件事実を満たしているか
- ② 請求人はどの課税等要件事実を争うのか
- ③ 結論を左右するポイントはどこなのか

107

争点整理

原処分庁の主張は課税等要件事実を満たしているか？

答弁書

？

請求人が「Aが伝票を廃棄した」と申述した。この事実によれば、請求人が隠ぺい又は仮装に該当する行為をしたものと認められる。

通則法68条1項
「納税者が」
「課税標準等事実を隠ぺい」

通則法70条4項
「偽りその他不正の行為」

Aの行為でも「納税者が」に該当する理由の主張がない

期間制限に関する要件「偽りその他不正の行為」に該当する事実の主張がない

「隠ぺい」？「仮装」？

「廃棄した」事実？「申述した」事実？

…求釈明により、必要な主張を促す

108

争点整理

原処分庁の主張は課税等要件事実を満たしているか？

なぜAの行為で請求人に隠ぺい行為があったといえるか主張した

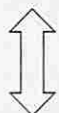
意見書

Aは請求人が経理等一切任せた店長であるから、その行為は請求人の行為と同視できる。請求人に隠ぺい行為があったから、偽りその他不正の行為がある。

通則法68条1項

「納税者が」

「課税標準等事実を隠ぺい」



多くの場合重なり合うが、
厳密には別個の行為

通則法70条4項

「偽りその他不正の行為」

何が偽りその他不正の行為と言える行為か特定して主張した

109

争点整理

請求人はどの課税等要件事実を争うのか？

審査請求書

？

請求人が過少に申告することとなったのは、Aが伝票を廃棄したからです。請求人には脱税するつもりなんてありませんでした。ちゃんと調べればわかることなのに、調査担当者は課税ありきで請求人の言うことに聞く耳を持ちませんでした。

疑問点

Aが伝票を廃棄 = 行為主体を争うのか？

脱税するつもり = 主観的要件を争うのか？

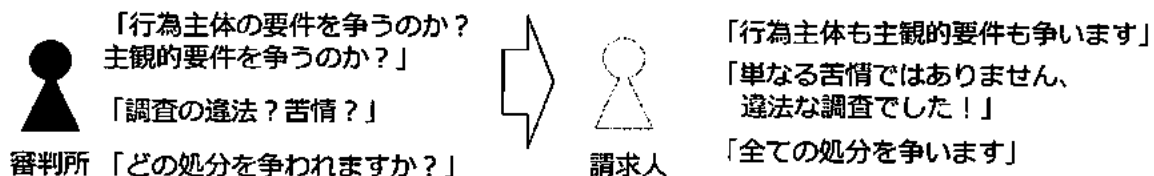
ちゃんと調べれば = 調査の違法？ 苦情？

どの処分を争うのか？

…求釈明をかけましょう

110

争点整理 請求人はどの課税等要件事実を争うのか？



つまり「悪い求釈明」をしてしまうと…

- ・何を判断すべきであるのか明確になっただといえない
- ・請求人の真意よりも争うポイントが増えている
- ・争点整理 (=判断対象の絞り込み) のメリットがない… 111

争点整理 請求人はどの課税等要件事実を争うのか？

原処分庁の主張・
まとめ

「Aが伝票を廃棄した。」
「Aは店長であるから、その行為は請求人の行為と同視できる。」
「Aによる伝票廃棄は、隠ぺい行為であり、かつ、偽りその他不正の行為である。」



審判所

Aが廃棄した事実は間違いないか
Aが店長であることは間違いないか
Aの行為を同視できるとの点は争わないか
隠ぺい行為に当たるとの点は争わないか
偽り不正に当たるとの点は争わないか

認否を明らかにする

112

争点整理

請求人はどの課税等要件事実を争うのか？

伝票を廃棄した事実は間違いないか。

「間違いないが、女の子に頼まれてやった。」

Aが店長であることは間違いないか。

「それは間違いありません。」

Aの行為を請求人の行為と同視できるとの点は争わないか。

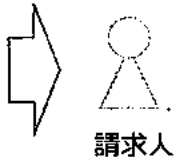
「争う。私は被害者です、同視すべきでない。」

隠ぺい行為に当たるとの点は争わないか。

「客観的に隠ぺい行為に当たることは争いません。」

偽りその他不正の行為に当たるとの点は争わないか。

「Aに脱税の意図はなかったから、不正の行為に当たらない。」



争う点が絞られた

113

争点整理

請求人はどの課税等要件事実を争うのか？

課税等要件事実に沿った原処分庁の主張の認否では出てこない
= 課税等要件事実とは無関係の主張では？

ちゃんと調べればわかることなのに、調査担当者は課税ありきで請求人の言うことに聞く耳を持ちませんでした。

どの課税等要件事実に関する主張なのか説明を求める

原処分の適法性が課税等要件事実の存否で決まること、請求人の主張と課税等要件事実との関係を説明できなければ、原処分を取り消す理由になり得ないことなどを説明

- ・背景事情の説明と理解し、裁決書に記載しない旨説明する
- ・原処分担当者の裁量の範囲の問題や、重大な違法の問題になる事実？

114

争点整理 結論を左右するポイントはどこか？

隠ぺいの主観的要件

納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解するのが相当である。（最高裁昭和62年5月8日判決）

請求人の主張：「脱税のためではない、女の子に頼まれて仕方なく」

請求人の主張は結論を左右するポイントにならない

115

争点整理 結論を左右するポイントはどこか？

隠ぺいの主体

納税者以外の者が隠ぺい仮装行為を行った場合であっても、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、重加算税を賦課することができる（最高裁平成18年4月20日判決）

請求人の主張：「店長であることは争わない」「同視すべきでない」

評価の対象となる前提事実は何か、それをどう評価するか

= 結論を左右するポイント

前提事実から「請求人と同視」と評価できるか

前提事実を追加するのか、評価を争うだけでいいのか求釈明

116

争点整理

結論を左右するポイントはどこか？

偽りその他不正の行為該当性

請求人の主張：「Aに脱税の意図はないから、当たらない」

「Aの行為である」という主体の面を争うのか、それとも「脱税の意図が偽りその他不正の行為に必要である」との前提に立ち、それが無いとして争うのか

= 結論を左右するポイントがどこなのか不明確

主張の趣旨を確認する必要がある

117

争点整理

結論を左右するポイントはどこか？

請求人の主張：「Aに脱税の意図はないから、当たらない」

納税者と一定の関係にある者（ex. 所得税法243条1項掲記の者）の行為につき、納税者の故意過失を問わず適用される見解が通説的。最判平成17年1月17日判決の判例解説参照。

主張の趣旨を確認しないで判断すれば・・・

「偽りその他不正の行為の主体は納税者に限られないから、Aの行為も偽りその他不正の行為に当たる」

税額を免れる意図
がなければ偽り不正
にならないんじゃない
の！

主張の趣旨を確認

行為主体を問題とする

⇒ 法令解釈又は事実認定

行為者の主観を問題とする

⇒ 法令解釈又は事実認定

118

争点整理

結論を左右するポイントはどこか？

偽りその他不正の行為該当性

請求人の主張：「Aに脱税の意図はないから、当たらない」

「Aの行為である」という主体の面を争うのか、それとも「脱税の意図が偽りその他不正の行為に必要である」との前提に立ち、それがな
いとして争うのか

= 結論を左右するポイントがどこなのか不明確

主張の趣旨を確認する必要がある

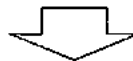
119

争点整理

結論を左右するポイントはどこか？

☆争点整理の手順・まとめ

- ① 証明責任を負う側の主張を課税等要件に沿って検討し、過不足なく主張されているかを確認する
- ② 反対当事者の認否をとる
- ③ 争うとされる諸点のうち、審判所としてどれを争点とするべきか、結論を分けるポイント（法令解釈・事実認定・事実の評価）を絞る
- ④ 結論に影響しない主張の撤回を促す（争わないことの確認をとる）



その結果、

120

議決・裁決をするに当たってやるべきことが明瞭かつ必要最小限になる

争点整理

☆争点整理における注意点①（主張の撤回）

課税等要件との関係性や主張の趣旨を誤解して主張の撤回を促すと、審理不尽に（裁決取消訴訟で問題になることも）

採用し得ない主張として撤回を促すのは、（最高裁判所の判例や証拠上争いようのない点についてのみ）

121

争点整理

☆争点整理における注意点②（求釈明の質問の仕方）

【原則】

まず、審判所が聞くべきことを聞く

質問の趣旨からはずれた回答があった場合には、質問の趣旨を明確にして再度回答を求める。

122

争点整理

☆争点整理における注意点③（認否すべき事実）

【原則】 主張書面に事実として記載されている事実の存否について確認

123

争点整理

「...と申述する。」との記載について （求釈明（発問）の留意点）

- 原則：申述の「内容となっている事実」について認否をとる

（申述したこと自体を認めたとしても、申述した内容が正しいとまで認めたことにはならず、意味がない）

- 例外：「申述したこと自体」が重要な間接事実の場合は、「申述したこと」について認否をとる

相続財産であることの認識を示す場合など、申述したこと自体が重要な間接事実となる場合があるので、その場合には申述したごと自体について認否をとらなければならない。

124

争点整理

★ 同席主張説明

請求人及び原処分庁の双方と同時に面接し、主張等について説明を求めること

なぜ同席主張説明をするのか？

当事者及び審判所の3者間で共通認識を持つことができる

①当事者の主張がかみ合う ②不意打ち認定を防止できる

事前に主張や証拠の内容等を十分把握して進行しないと、当事者同士での口論や、審判所に対する不信・反発を招くなどして、かえって審理が混乱しかねないので注意

125

争点整理

★ 口頭意見陳述（通則法95条の2）

書面による主張を補う観点から、請求人又は参加人に原処分の取消を求める理由を補足させること、また、原処分の法律上又は事実上の根拠に関する質問、回答を通じて、攻撃防御の対象を明確にすることで手続保障の機会の充実に努めることを目的とする。

口頭意見陳述マニュアル：平成30年6月19日付審判所情報第1号

（注）申立てにより行うもの。基本的に1回のみ。早めに意向確認を。

事前の準備をしっかりと

- ・請求人への事前の説明・依頼（意見を記載した書面の提出、質問書面の提出、出席者数の調整など）
- ・十分な事前準備（これまでの双方の主張の吟味、検討、シナリオ作成、会場の設営等）

当日の実施にあたって

- ・手続保障⇔適切な進行 冒頭の説明をきちんとするとスムーズ
- ・「公正らしさ」を意識
- ・合議体みんなで決める

126

争点整理

争点の確認表の作成目的

- ① 審判所において、課税等要件事実を正確に意識した議決・裁決をすること
- ② 当事者との間で争点についての共通認識を得るためのコミュニケーション手段とすること



争点の確認表の交付

127

争点整理

争点の確認表の記載事項

- ① 原処分
- (② 争いのない事実) 記載しないことも/略称
- ③ 争点
- ④ 争点に対する請求人及び原処分庁の主張
課税等要件事実とそれを争う旨の主張を記載する
(参考) 間接事実の取扱いについて
補助事実の争い

128

争点整理

争点の確認表のイメージ

【良い例】

争点 本件家屋は、「居住用家屋」に当たるか

原処分庁	請求人

課税等要件に沿った記載になっている

主張が噛み合っている
課税等要件と無関係な
主張(苦情)が削られ
ている

129

争点整理

【悪い例】

争点 本件更正処分の適否 ← 争点の把握が不十分

原処分庁	請求人
(主張なし)	(主張なし)
事情(苦情)が削られていない	

課税等要件事実に関する請求人の主張(反論)が尽くされていない

課税等要件事実に関する原処分庁の主張が尽くされていない

この部分を原処分庁に主張させずに
裁決をすると、請求人に対する不意打ちになる

130

争点整理

争点確認表を作成するコツは、先に議決書案を作成すること。

調査の終了は、議決書案がもれなく起案できるだけの証拠が収集できたら。

審理終結通知書の発送について

131

審判所における事実の調査

調査の心構え

- 審判所は争点主義的運営
- 争点と無関係に網羅的な調査を行って、原処分を維持するようなことをしてはならない

新たな調査は争点について、審理は総額について

調査を行うか否かの判断基準 = 当該事実が争点の主要事実
あるいは重要な間接事実

・調査前の課税等要件事実の分析/争点の把握が重要

132

審判所における事実の調査

事実の調査の要否

→ 当該事実の存否が争点の判断に影響するか否か、という基準で判断すべき

原処分庁にある資料については、争点関連部分については広く集めることが多い

- ∴ 適正な判断に必要
- ∴ 新たな調査をするわけではないから許容性あり

調査を行う前に、課税等要件事実の分析と争点の把握が十分に行われている必要がある

133

審判所における事実の調査

求釈明/発問の留意点

- ◆ 質問は一問一答式
- ◆ 質問は原則クローズドクエスチョン
- ◆ 質問の趣旨から外れた回答があった場合放置は厳禁
- ◆ フリートーク（オープンクエスチョン）は最後に
- ◆ 質問事項の事前検討は十二分に

134

審判所における事実の調査

質問事項の事前検討について

客観的証拠だけでは埋められない部分（Ex. 契約締結に至る経緯、通常なら存在するはずの書面が存在しない理由等）は何か
= 要聴取事項の検討、決定

- ・ 誰から聞くか
- ・ どのように聞くか
 - 「八何の原則」に基づいて整理すると、漏れがないかの確認がしやすい
調書にするのも、議決書に記載するのも、案
 - 証拠を頭に入れておくだけでなく、時系列やチャートを作成しておく
漏れがないかの確認がしやすい

135

中間合議

主な開催の事情

- ① 請求人の主張の撤回、追加があった場合
- ② 新たな資料や事実関係が明らかにされ、調査方針等を再検討する必要がある場合
- ③ 調査の結果、主張内容や前提事実が変わり、当初とは異なる法令解釈を前提とする必要がある場合
- ④ 原処分庁による証拠の評価や事実認定について疑義が生じ、または合議体で意見が分かれ、議決に向けて審理方針を確定すべき場合

当初合議資料（の該当箇所）をバージョンアップした資料を用いる

136

最終合議

- 1 議決書の主文、理由の決定
- 2 議決書案の検討
- 3 議決までのスケジュール決定

- ・事件が議決をするに熟したときは最終合議を実施
- ・合議体が、最終的に争点を確認し、法令の解釈・適用及び事実認定に誤りがないかを確認して、議決（棄却、一部取消し又は全部取消し）に至るまでをいう
→担当審はもとより、参加審も、事件記録を精読して、積極的に意見を述べなければならない
- ・最終合議に併せて、議決書（案）検討のための合議も行い、議決書の内容のみならず、形式的な誤字、脱字、計算誤りの有無等について確認することも（文章合議）

137

中間合議／最終合議

中間合議・最終合議の注意点

① 証拠を精査して合議に臨む

- ・見ていない証拠はないという状態に
- ・何が争点となっているのか、認定しなければならない事実は何か、その争点や事実に対してその証拠はどのような意味を持つのか、など、様々な観点からの検討を

② 整理して議論をする

- ・議決書案を全部朗読して「どうですか」と投げかけても活発な議論にはならない
- ・上記の検討過程を整理して説明して議事を進行させる

138

中間合議／最終合議

中間合議・最終合議の注意点（続き）

③ 証拠に基づいて意見を言う

- ・「これは課税逃れのスキームだ」とか「俺ならこんな処分は打たない」などの個人的感覚しか言わないのでは議論にならない
- ・「請求人から〇〇と聞いている」証拠にしていない？

④ 反対証拠、反対主張の検討をする

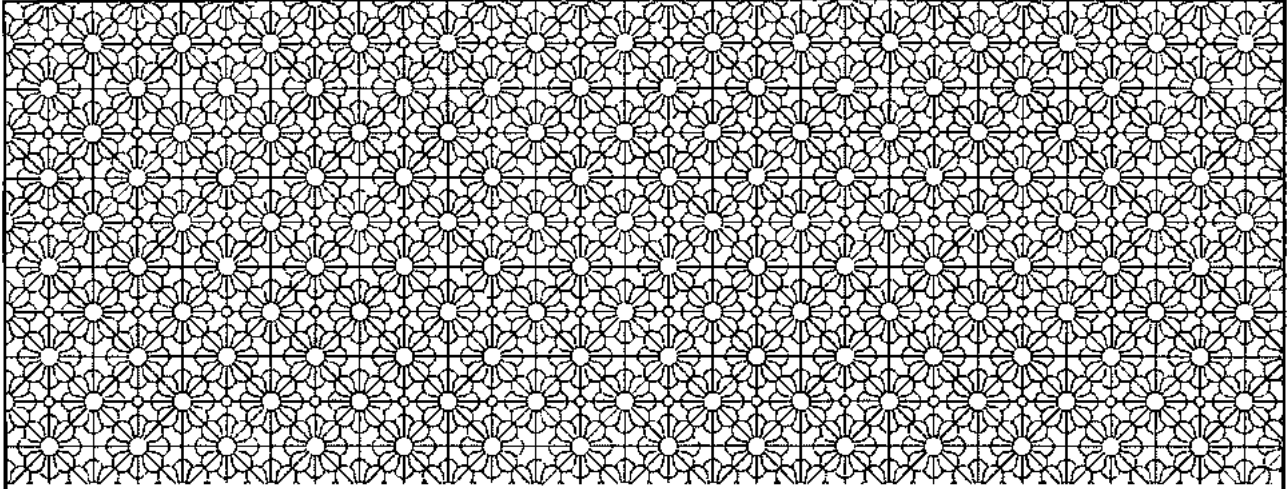
- ・一見すると取消しになりそうな証拠や、請求人が取消しの根拠として提出する証拠について、なぜ排斥できるのか
- ・参加審は、担当者とは別の視点からも吟味を

139

立証責任を意識した書き方

立証責任	譲渡あり	譲渡なし	譲渡あり
原処分庁 (譲渡ありにつき)	譲渡があったと認められる →維持	譲渡があったとは認められない (「なかったとは認められない」では×) →取消	譲渡はなかったと認められる (譲渡があったとは認められないでも可) →取消
請求人 (譲渡なしにつき)	譲渡があったと認められる (譲渡はなかったとは認められないでも可) →維持	譲渡がなかったとは認められない →維持	譲渡はなかったと認められる →取消

140



議決≒裁決を目指して

各論③

141

議決≒裁決を目指して

例) 所得税と相続税の各調査を受けた納税者が、
相続税のみ更正処分を受けた者が審査請求を
した

142

議決≒裁決を目指して

例) 商品(宝石)の差押処分を受けた納税者から、
差押の前に宝石を買い戻していたと主張する者
が、審査請求をした

143

議決≒裁決を目指して

法規審査担当の役割

法審回付前

- 1 合議にオブザーバー参加し、合議体にアドバイスを行う
- 2 必要に応じて、本部照会を行う
- 3 争点確認表のチェック
- 4 議決書案のチェック

法審回付後

- 4 裁決書の作成(議決書案をベースに作成)
- 5 議決書に主文に影響する問題がある場合は、決裁を得て、合議体に議決を差し戻す

144

議決≡裁決を目指して
・・法曹のつぶやき

「習うより慣れろと昔からいう」

145

議決≡裁決を目指して
・・法曹のつぶやき

「せっかくブレイクダウンしたのにまた上げて・・・」

146

議決≡裁決を目指して
…法曹のつぶやき

「タイムマシンがないからこそ」

147

議決≡裁決を目指して
…法審のつぶやき

「便利な決まり文句に逃げないで」

148

議決≡裁決を目指して
…法審のつぶやき

「ひるむな」

149

議決≡裁決を目指して
…法審のつぶやき

基礎事実と認定事実の書き分け

150

議決⇌裁決を目指して …法審のつぶやき

時系列の墨守

151

終わりに

・ 傾聴する姿勢

構成員は、国税庁、弁護士、税理士、公認会計士、裁判所、
検察庁、法務省など様々

↓

相手の意見に違和感を持って、その意見が専門的な知識・
経験に基づくものであることを忘れず、発想の根拠を聞く
新たな「気づき」の機会に

・ 組織力で勝負

裁決に至るまでには様々な能力が求められる（調査分析、法的思考、起
案、手続及び合議の主宰・運用、他人の意見や発想を引き出す）

↓

それぞれの強みを合わせて事件に立ち向かう

152

参考文献等

酒井克彦 『クローズアップ課税要件事実論』 財経詳報社

今村 隆 『課税訴訟における要件事実論』 公益社団法人日本租税研究協会

司法研修所編 『民事訴訟における事実認定』 法曹会

山室 恵編 『刑事尋問技術』 ぎょうせい

「裁決書起案の手引き」

「審査事務提要」

新たな記載方法による裁決書について

平成28. 3. 31 審判所情報第4号(第1弾) 9つの事例付き

平成28. 11. 22 審判所情報第7号(第2弾) 6つの事例付き

平成29. 5. 29 審判所情報第1号(第3弾) 8つの事例付き

平成30. 6. 22 審判所情報第3号、第4号 15の事例付き

153

長時間のご静聴
ありがとうございました

154